

第3期岡山県障害者計画(だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン)最終案
新旧一覧表(計画本編)

骨子	項目	意見等の区分	意見等の概要(審議会委員・障害者団体名・庁内担当課等)	ページ	計画最終案(新)	ページ	計画素案(旧)	追加修正理由・県の考え方等	担当課
【第1章 総論】 VII 障害のある人の現状	(1)岡山県における障害のある人の現状	庁内確認	健康推進課	P.8	「厚生労働省 患者調査 平成23年」	P.8	「厚生労働省 患者調査 平成23年度」	※修正理由 期間の確認による	健康推進課
【第1章 総論】 VII 障害のある人の現状	(4)精神障害のある人の現状	庁内確認	健康推進課	P.14	精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別状況 (各年度3月31日現在) 平成21年度 H17対比(%) 3級 <u>+25.7</u> 」	P.14	「精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別 状況(各年度3月31日現在) 平成21年度 H17対比(%) 3級 <u>+15.6</u> 」	※修正理由 計算の確認による	健康推進課
【第1章 総論】 VII 障害のある人の現状	VII 障害のある人の現状 (4)精神障害のある人の現状	団体意見	<p>■岡山県自閉症協会 ○発達障害のある人の把握について 発達障害のある人の実態を把握するための手だてをして いただきたい。 (発達障害のある人固有の手帳制度や包括的な調査など) 日本自閉症協会では、発達障害独自の手帳制度を創設する よう要望しているところである。</p>	P.14	「なお、発達障害のある人については、平成22年12月の障害者自立支援法(現在の障害者総合支援法)の改正により、精神障害のある人に位置付けられ、法に基づくサービス等の対象となること が明確化されました。(発達障害のある人の数等 に関しては、 <u>障害者手帳制度に基づく把握が困難であり、また、</u> 包括的な調査等がないことから、 正確な状況は把握できていませんが、精神障害者保健福祉手帳を所持している人や患者調査における「その他の精神及び行動の障害」の区分のうちには、発達障害のある人が含まれます。)」	P.14	「なお、発達障害のある人については、平成22年12月の障害者自立支援法(現在の障害者総合支援法)の改正により、精神障害のある人に位置付けられ、法に基づくサービス等の対象となること が明確化されました。(発達障害のある人には、 <u>固有の手帳制度や</u> 包括的な調査等がないことから、正確な実態は把握 できていませんが、精神障害者保健福祉手帳を所持している人や患者調査における「その他の精神及び行動の障害」の区分のうちには、 発達障害のある人が含まれます。)」	<p>※県の考え方 ●乳幼児健診や教育委員会の調査等により、発達障害の疑いのある児童等の児童等の概況を把握しているほか、発達障害の診断のある児童等の状況についても、教育委員会等の調査により、保育所、幼稚園、学校の把握の範囲であるが調査されており、現状で可能な範囲での取組は行われていますが、包括的な調査は実施されておりません。</p> <p>●障害者手帳制度における発達障害の取扱いについては、精神保健福祉手帳制度での明確化、若しくは、発達障害独自の手帳制度の創設の両面から、今後、国制度としてしっかり検討されるべき課題と考えます。</p>	障害福祉課 (福祉推進班)
【第1章 総論】 VII 障害のある人の現状	VII 障害のある人の現状 (6)本計画における障害のある人(障害者)の定義	審議会意見	<p>■審議会委員(平松委員) 障害者計画概要版2ページの「障害のある人の定義」について、この箇所を読む限り「難病」という言葉がない。これは記載されている「その他の心身の機能の障害がある人」の中に難病のある人も含まれるのだと思うが、注記があったほうがわかりやすいと思う。</p>	P.21	「その他の心身の機能の障害がある人(難病患者等)」	P.21	「その他の心身の機能の障害がある人」	※追加理由 審議会意見を反映	医薬安全課
【第1章 総論】 VIII 障害保健福祉圏域の設定	VII 障害保健福祉圏域の設定	団体意見	<p>■岡山県自閉症協会 ○障害保健福祉圏域の設定・岡山市との連携 圏域が細分化されることにより、より身近の場所でサービス等の提供が可能になるのは有り難いことだと思いますが、圏域の境界にこだわることなく利用者の利便性を考えた扱いをしていただきたい。また、政令指定都市である岡山市との連携をさらに進めていただきたい。 岡山市は、独自に施策を推進するということが強くなっているが、多くの障害のある人が生活しており影響は大きい。 県としても岡山市の施策ともよく連携してほしい。</p>	P.22~ 23	(以下を追加) 「 <u>障害保健福祉圏域の改訂後も、県の障害福祉施策の実施に当たっては、地域自立支援協議会や担当者会議、各種研修の場などを活用し、圏域間の情報共有等を行い、政令市、中核市も含め各市町村と密接に連携を図りながら推進するものとします。</u> 」	P.22~ 23		※追加理由 (県の考え方) ・障害福祉サービス事業者等の指定において、県と同等の権限を有する政令市、中核市等とは定期的に情報交換会を実施するなど、連携に努めているところです。	障害福祉課

第3期岡山県障害者計画(だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン)最終案
新旧一覧表(計画本編)

骨子	項目	意見等の区分	意見等の概要(審議会委員・障害者団体名・庁内担当課等)	ページ	計画最終案(新)	ページ	計画素案(旧)	追加修正理由・県の考え方等	担当課
I 啓発・広報・社会参加	I 啓発・広報・社会参加 (現状と課題) ●精神障害のある人の状況 【第2章 施策の展開】(現状と課題)	団体意見	<p>■岡山県自閉症協会 ○計画P. 25「精神障害のある人の状況」 「しかし、発達障害は、はっきりと診断や判定することが難しいため、発達障害のある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。」の表記について</p> <p>把握できていないのはその手法がないためである。例えば「難しいため」となっているところを、「難しく」と表現を変えるなど、表現を検討してほしい。</p>	P.25	「しかし、発達障害のある人の状況については、 <u>障害者手帳制度に基づく把握が難しく</u> 、正確な人数は把握できていないのが現状です。」	P.25	「しかし、発達障害は、 <u>はっきりと診断や判定することが難しいため、発達障害のある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。</u> 」	<p>※修正理由 (県の考え方) ・乳幼児健診や文部科学省の調査などにより、現状で可能な範囲の把握は実施されているが、現状の障害者手帳制度での把握は困難であり、また、包括的な調査等も実施されていません。また、発達障害の疑いのある人を、診断や判定につなげる仕組みが確立していないことも課題であると考えます。</p>	障害福祉課 (福祉のまちづくり班) (福祉推進班)
I 啓発・広報・社会参加	1 啓発・広報活動の推進 (2) 様々な啓発・広報活動の推進 ① 様々な啓発・広報活動 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業) 【第3章 事業一覧】	団体意見	<p>■各障害者団体 あいサポート運動に参加してほしい。</p> <p>■片山委員 中国地方では岡山県だけがあいサポート運動を実施していない。他に全国で3県程度実施していて、我々としては、中国地方から発信したいという思いがある。障害者差別解消法で、差別をしてはいけないよという呼びかけも重要であるが、サポーターを増やしていくというほうが、実際の呼びかけもしやすいのではないかと思うので、ぜひ、参加いただきたい。</p> <p>■岡山県自閉症協会 ○世界自閉症啓発デーや発達障害者週間に対応して行政機関の積極的な活動をお願いしたい。</p> <p>○発達障害についての啓発と併せて、発達障害のある人に対する対応方法をまとめたものも、次回の発達障害者週間で配付したい。</p> <p>○「障害者週間」を「障害者月間」に変えて欲しい。</p>	P.30～31	<p>【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業) 「① 様々な啓発・広報活動 障害者週間(12月3日～9日)や知的障害者福祉月間(9月)、精神保健福祉普及運動(10月)、発達障害啓発週間(4月2日～8日)等での啓発・広報活動を<u>関係団体等と連携して取り組み</u>、障害のある人に対する理解や関心の推進や、障害のある人の社会参加を促進します。 また、広報誌やテレビ・ラジオ・新聞など様々な広報媒体を活用するとともに、街頭キャンペーンや体験作文・ポスター、各種行事等の展開により積極的に県民の理解を促進します。」</p> <p>「③ あいサポート運動の推進 平成28年1月19日に、「あいサポート運動」を創設した鳥取県と運動の推進に関する協定を締結し、あいサポーター(あいサポート運動を実践していただく方々)の養成等に取り組み、運動を推進していきます。 あいサポート運動を推進していくことによって、県民の中で、「ちょっとした手助け」によって人が人を支える意識を継続的に醸成していきます。」</p>	P.30～31	<p>【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業) 「① 様々な啓発・広報活動 障害者週間(12月3日～9日)や知的障害者福祉月間(9月)、精神保健福祉普及運動(10月)、発達障害啓発週間(4月2日～8日)等での啓発・広報活動を<u>推進し</u>、障害のある人に対する理解や関心の推進や、障害のある人の社会参加を促進します。 また、広報誌やテレビ・ラジオ・新聞など様々な広報媒体を活用するとともに、街頭キャンペーンや体験作文・ポスター、各種行事等の展開により積極的に県民の理解を促進します。」</p> <p>「③ あいサポート運動の紹介 様々な啓発活動等の一環で、あいサポート運動を紹介していきます。」</p>	<p>※追加理由 (県の考え方) ・新たに「あいサポート運動」に取り組むこと等によって、障害者週間と合わせて、様々な機会を活用して普及啓発を推進していきます。 ・啓発活動を効果的に進めていくためには、障害者団体との連携が重要であると考えます。</p>	障害福祉課 (福祉のまちづくり班) (福祉推進班)
			<p>【第3章 事業一覧】 「発達障害のある人への理解を促進するための啓発・広報 ・世界自閉症啓発デー(発達障害者週間)で街頭啓発等を<u>関係団体等と連携して</u>実施します。(障害福祉課)」</p> <p>「あいサポート運動の推進 平成28年1月19日に、「あいサポート運動」を創設した鳥取県と運動の推進に関する協定を締結し、あいサポーター(あいサポート運動を実践していただく方々)の養成等に取り組み、運動を推進していきます。 あいサポート運動を推進していくことによって、県民の中で、「ちょっとした手助け」によって人が人を支える意識を継続的に醸成していきます。(障害福祉課)」</p>	P.151	<p>【第3章 事業一覧】 「発達障害のある人への理解を促進するための啓発・広報 世界自閉症啓発デー(発達障害者週間)で街頭啓発等を実施します。」</p> <p>「あいサポート運動の紹介 様々な啓発活動等の一環で、あいサポート運動を紹介していきます。」</p>	P.149	<p>【第3章 事業一覧】 「発達障害のある人への理解を促進するための啓発・広報 世界自閉症啓発デー(発達障害者週間)で街頭啓発等を実施します。」</p> <p>上記と同様</p>	障害福祉課 (福祉のまちづくり班) (福祉推進班)	

第3期岡山県障害者計画(だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン)最終案
新旧一覧表(計画本編)

骨子	項目	意見等の区分	意見等の概要(審議会委員・障害者団体名・庁内担当課等)	ページ	計画最終案(新)	ページ	計画素案(旧)	追加修正理由・県の考え方等	担当課
I 啓発・広報・社会参加	2 学校教育及び社会教育の充実等 (1)障害のある人への理解の促進 【第2章 施策の展開】 (現状と課題)(重点施策と主要事業) 【第3章 事業一覧】	団体意見	【様々な障害のあることに対する理解】 ■岡山県視覚障害者協会 視覚障害には、全盲だけでなく、弱視や、色盲など、見えにくさにも様々な状態があることを理解していただきたい。	P.28	【第2章 施策の展開】(現状と課題) 「 ●障害特性の理解に向けた普及啓発 障害のある人と接するときには、様々な障害の特性について理解する必要があります。また、それぞれの障害特性に応じた対応が求められます。」			※追加理由 団体意見を反映	障害福祉課 (まちづくり班)
			■岡山盲ろう者友の会 「盲ろう」という障害があるということが浸透していない。 福祉や教育の現場で、盲ろうの人と関わられるような機会を作っていただきたい。 ■岡山県手をつなぐ育成会 ある市の地域福祉計画では、身体障害のある人が中心となっている。作成担当者は福祉に関わっている人間なのに、障害には、知的や精神もあることを忘れてしまっている。身体障害が優先されている気がする。 様々な障害があることも啓発してほしい。	P.32 P.151	【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業) 「 ●障害特性の理解に向けた普及啓発 県民に対して、主な障害特性の知識や、配慮すべき対応事例等について普及啓発を行います。また、障害が多様化、重複化している中で、障害のある人の実情に配慮して対応していくことが大切であることも周知していきます。」		※追加理由 団体意見を反映	障害福祉課 (まちづくり班)	
I 啓発・広報・社会参加	2 学校教育及び社会教育の充実等 (2)学校教育及び社会教育の充実 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業)	パブリックコメント	■パブリックコメント 「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流活動を一層進めること」に関しては、「共に学ぶ活動を積極的に」に変更していただきたい。その理由は、以下の3点。 ①障害者権利条約第24条「障害のある人が障害を理由として一般教育制度から排除されないこと」とあること。 ②障害者基本法第16条「可能な限り障害者である児童および生徒が障害者でない児童および生徒と共に教育を受けられるように配慮しつつ」とあること。 ③2011年6月15日の衆議院内閣委員会議事録で末松副大臣が、16条の趣旨を、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すると書いてある。」	P.32	「(2)学校教育及び社会教育の充実 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との相互理解を深めるための 交流及び共同学習 を一層進めることで、障害のある人に対する理解の促進と適切な対応に努めます。」	P.32	「(2)学校教育及び社会教育の充実 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との相互理解を深めるための 交流活動 を一層進めることで、障害のある人に対する理解の促進と適切な対応に努めます。」	※修正理由 パブリックコメントの意見を反映 ※県の考え方 御指摘のように障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶことは、両者が経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育て、多様性を尊重する心を育むこととなることから、「交流活動」を「交流及び共同学習」と修正します。	教育庁特別支援教育課
I 啓発・広報・社会参加	2 学校教育及び社会教育の充実等 3 ボランティア活動等の推進 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業) 【第3章 事業一覧】	審議会意見	■審議会委員(薬師寺委員) 「障害や障害のある人に関わる」という表現について検討して欲しい。	P.32 P.35 P.152	「…… 障害のある人 と関わる取組(こと、学習)……」	P.32 P.34 P.151	「…… 障害や障害のある人 に関わる取組(こと、学習)……」	※修正理由 審議会意見を反映	障害福祉課、教育庁 高校教育課・特別支援教育課・保健体育課・生涯学習課
I 啓発・広報・社会参加	3 ボランティア活動等の推進 (2)ボランティア活動の推進・人材育成等 【第2章 施策の展開】 (現状と課題)(重点施策と主要事業) 【第3章 事業一覧】	団体意見	■岡山県手をつなぐ育成会 ○支え合うネットワークづくり 心のバリアフリーなどの啓発も大切だが、もっと实际的に障害のある人や高齢者を支援するネットワークづくりを進めるようなことを入れていただきたい。 高齢者に、認知症のサポーターがあるように、障害のある人にも見守りなどのサポーターがあればと思う。 例えば、岡山市の太伯地区などは、民生委員等のネットワークを作って、高齢者も障害のある人も一緒にフォローしている。事例モデルを情報収集して、広めて進めていくのも一つの方法だと思う。	P.29	【第2章 施策の展開】(現状と課題) 「 ●障害のある人が、自立した生活を送るためには、身近な地域の各種団体・グループ、個人が幅広く連携し、困っていることや不自由に感じていることを理解し支え合うネットワークづくりが大切です。」		(追加)	※追加理由 団体意見を反映	障害福祉課 (まちづくり班)
			■岡山県手をつなぐ育成会 ○支え合うネットワークづくり 心のバリアフリーなどの啓発も大切だが、もっと实际的に障害のある人や高齢者を支援するネットワークづくりを進めるようなことを入れていただきたい。 高齢者に、認知症のサポーターがあるように、障害のある人にも見守りなどのサポーターがあればと思う。 例えば、岡山市の太伯地区などは、民生委員等のネットワークを作って、高齢者も障害のある人も一緒にフォローしている。事例モデルを情報収集して、広めて進めていくのも一つの方法だと思う。	P.37 P.154	【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業) 【第3章 事業一覧】 「 ●身近な地域で支え合うネットワークづくり 障害のある人や高齢者が地域で自立した生活を送ることができるよう、事例の収集・周知等に取組み、身近な地域における各種団体・個人が障害のある人や高齢者等を支え合うネットワークの構築を市町村等に働きかけていきます。(障害福祉課)」 「 ※【参考】「安全・安心ネットワーク」の概要(岡山市) 身近な地域を、地域の人たちの力で自ら進んで守り育てるために、小学校区・地区単位の各種地域団体やグループの人たちが幅広く連携し、防犯、防災、環境美化、地域福祉、健康づくりなどの地域活動を行い、困っていることの解決や活動のよるこびを分かち合う取り組みを行うネットワーク組織です。」		※追加理由 団体意見を反映 ※県の考え方 岡山市で進めている「安全・安心ネットワーク」など事例モデルを情報収集し、県のホームページ等を活用して市町村への働きかけに努めていきます。	障害福祉課 (まちづくり班)	

第3期岡山県障害者計画(だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン)最終案
新旧一覧表(計画本編)

骨子	項目	意見等の区分	意見等の概要(審議会委員・障害者団体名・庁内担当課等)	ページ	計画最終案(新)	ページ	計画素案(旧)	追加修正理由・県の考え方等	担当課
I 啓発・広報・社会参加	3 ボランティア活動等の推進 (1)学生等のボランティア活動の推進 (2)ボランティア活動の推進・人材育成等 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業) 【第3章 事業一覧】	庁内確認	県民生活交通課	P.35 P.153	※「(2)ボランティア活動の推進・人材育成等」からの移動 「●大学生によるボランティア活動(障害福祉課、 県民生活交通課)」 ※枠内に以下を追加 「● 大学生災害ボランティア研修会の開催(県民生活交通課) 」 第3章 事業一覧に以下を追加 (次の「(2)ボランティア活動の推進・人材育成等」から移動) 「 大学生災害ボランティア研修会の開催 県、岡山県社会福祉協議会及び県内16大学では、「災害時における被災者支援ボランティアに関する協定」を締結しており、このうち希望する大学に対しては、学生を対象として災害ボランティア研修を実施しています。(県民生活交通課) 」	P.35 P.152	「●大学生によるボランティア活動(障害福祉課)」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	県民生活交通課
					削除(「(1)学生等のボランティア活動の推進」へ移動)	P.37 P.152	「●大学生災害ボランティア研修会の開催 県、岡山県社会福祉協議会及び県内16大学では、「災害時における被災者支援ボランティアに関する協定」を締結しており、このうち希望する大学に対しては、学生を対象として災害ボランティア研修を実施しています。(県民生活交通課)」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	県民生活交通課
I 啓発・広報・社会参加	3 ボランティア活動等の推進 (2)ボランティア活動の推進・人材育成等 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業)	庁内確認	男女共同参画青少年課	P.36	※男女共同参画青少年課名を削除 「(2)ボランティア活動の推進・人材育成等(障害福祉課、県民生活交通課、教育庁特別支援教育課・保健体育課)」 「●ボランティア人材の育成・ネットワーク化(障害福祉課)」	P.35～ 36	「(2)ボランティア活動の推進・人材育成等(障害福祉課、県民生活交通課、 男女共同参画青少年課 、教育庁特別支援教育課・保健体育課)」 「●ボランティア人材の育成・ネットワーク化(障害福祉課、 男女共同参画青少年課)」	※修正理由 人材育成やネットワーク化に係る予算措置がなくなり、事業の推進が困難なため。	男女共同参画青少年課
I 啓発・広報・社会参加	3 ボランティア活動等の推進 (2)ボランティア活動の推進・人材育成等 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業) 【第3章 事業一覧】	庁内確認	県民生活交通課	P.37 P.153	「● 県ボランティア・NPO活動支援センターホームページ を通じた情報発信等 県ボランティア・NPO活動支援センターが有する情報収集・提供機能や相談・コーディネート機能を活かし、同センターのホームページへボランティア関連情報を掲載するなど、ボランティア活動の促進に資する事業に取り組みます。(県民生活交通課) 」	P.37 P.152	「●「 晴れの国づくりNET 」の活用 障害のある人に対する活動や福祉も含め、地域づくりに関わっている団体相互の情報交換や交流の場として気軽に利用できるポータルサイト「晴れの国づくりNET」を運営し、団体の紹介、実施するイベント情報、活動報告、支援制度の紹介等を行うことにより、地域や活動の範囲等の枠を越えた全県的なネットワークの構築や団体相互の新たな連携を推進します。(県民生活交通課) 」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	県民生活交通課
I 啓発・広報・社会参加	4 障害のある人の社会参加の促進 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業) 【第3章 事業一覧】	団体意見	■岡山県身体障害者福祉連合会 「障害のある人のくらしと権利の相談事業」 →「障害者総合相談事業」	P.38	「 障害者総合相談事業 」	P.37 P.153	「 障害のある人のくらしと権利の相談事業 」	※修正理由 団体意見を反映	障害福祉課 (福祉推進班)
I 啓発・広報・社会参加	1 啓発・広報活動の推進 (2)様々な啓発・広報活動の推進 【第3章 事業一覧】	庁内確認	公聴広報課	P.150	「広報・啓発活動 広報誌 やテレビ・ラジオ・新聞など様々な広報媒体を活用し、積極的に県民の理解を促進します。(公聴広報課)」	P.149	「広報・啓発活動 広報紙 やテレビ・ラジオ・新聞など様々な広報媒体を活用し、積極的に県民の理解を促進します。(公聴広報課)」	※修正理由 公聴広報課で主として実施している広報活動においては、県広報紙が中心と考え、広報紙としていましたが、点字広報も含むことから、広報誌と修正しました。	公聴広報課

第3期岡山県障害者計画(だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン)最終案
新旧一覧表(計画本編)

骨子	項目	意見等の区分	意見等の概要(審議会委員・障害者団体名・庁内担当課等)	ページ	計画最終案(新)	ページ	計画素案(旧)	追加修正理由・県の考え方等	担当課
II 生活支援	1 相談支援体制の構築 (2)発達障害のある人への相談支援 【第2章 施策の展開】 (現状と課題)(重点施策と主要事業)	団体意見	■岡山県自閉症協会 ○発達障害のある人への相談支援の充実 身近なところでの相談支援が大切である。協会で様々な相談を受けているが、発達障害のわかる相談支援専門員が増えないと、広がりが無い。	P.40 P.44	【「発達障害のある人への相談支援」 ● 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のある人について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るとともに、 身近な地域で相談できる体制を確保する 必要があります。」 「ウ 市町村支援体制の整備促進 発達障害のある人が身近な地域で支援を受けることができるよう、市町村への発達障害者支援コーディネーターの配置により、 身近な地域で 相談支援や関係機関のコーディネートを行うことのできる支援体制の整備を促進します。」	P.40 P.44	【「発達障害のある人への相談支援」 ● 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のある人について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図る必要があります。」 「ウ 市町村支援体制の整備促進 発達障害のある人が身近な地域で支援を受けることができるよう、市町村への発達障害者支援コーディネーターの配置により、相談支援や関係機関のコーディネート等を行うことのできる支援体制の整備を促進します。」	※追加修正理由 団体意見を反映 県の考え方 ○発達障害についても、身近な地域で相談支援を受けられる体制の整備が重要であり、そのため市町村への発達障害者支援コーディネーターの配置を進めています。 また、市町村の発達障害者支援コーディネーターと相談支援専門員との連携を促進することなどにより、地域レベルでの相談支援体制の充実を図ってきたいと考えています。	障害福祉課 (福祉推進班)
II 生活支援	1 相談支援体制の構築 (2)発達障害のある人への相談支援 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業) 【第3章 事業一覧】	庁内確認	障害福祉課	P.45 P.46 P.156	P.45 「②発達障害のある人のトータルライフ支援 ウ 発達障害のある人の就労サポート事業 発達障害のある人を県の職場に短期間、研修生として受け入れて、県発達障害者支援センター等によるサポートの下、職場体験の機会を提供し、就労に向けた意欲の向上と準備のための支援を行います。」 P.46 枠内(最後から2番目) 「● 発達障害のある人の就労サポート事業(障害福祉課) 」 P.156 「● 発達障害のある人の就労サポート事業 発達障害のある人を県の職場に短期間、研修生として受け入れて、県発達障害者支援センター等によるサポートの下、職場体験の機会を提供し、就労に向けた意欲の向上と準備のための支援を行います。(障害福祉課) 」		※追加理由 関連事業の掲載	障害福祉課 (福祉推進班)	
II 生活支援	1 相談支援体制の構築 (2)発達障害のある人への相談支援 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業) 【第3章 事業一覧】	庁内確認	健康推進課	P.45 P.156	P.45 「②発達障害がある人のトータルライフ支援 ア 早期からの支援(子どもの健やか発達支援事業) 各保健所・支所において、発達障害の疑いのある子ども に対して 児童精神科医などの専門医による相談 を実施すること により、早期発見、早期 支援 による子育ての環境整備を図ります。」 P.156 「子どもの健やか発達支援事業 各保健所・支所において、児童精神科医などの専門医による発達障害の疑いのある子どもの相談を実施するなど、早期発見、早期 支援 による子育ての環境整備を図ります。(健康推進課)」	P.45 P.155	「②発達障害がある人のトータルライフ支援 ア 早期からの支援(子どもの健やか発達支援事業) 各保健所・支所 における 、発達障害の疑いのある子ども の 児童精神科医などの専門医による相談 の実施など により、早期発見、早期 療育 による子育ての環境整備を図ります。」 「子どもの健やか発達支援事業 各保健所・支所において、児童精神科医などの専門医による発達障害の疑いのある子どもの相談を実施するなど、早期発見、早期 療育 による子育ての環境整備を図ります。」	※修正理由 事業・取組内容の確認による ※修正理由 事業・取組内容の確認による	健康推進課 健康推進課

第3期岡山県障害者計画(だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン)最終案
新旧一覧表(計画本編)

骨子	項目	意見等の区分	意見等の概要(審議会委員・障害者団体名・庁内担当課等)	ページ	計画最終案(新)	ページ	計画素案(旧)	追加修正理由・県の考え方等	担当課
II 生活支援	1 相談支援体制の構築 (7)生活安定のための各種施策の周知等 4 障害児支援の充実 (8)経済的支援等及び生活環境整備 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業) 【第3章 事業一覧】	庁内確認	住宅課	P.49 P.158 P.62 P.168	「県営住宅への入居における抽選の優遇」	P.49 P.157 P.62 P.167	「県営住宅への優先入居」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	住宅課
II 生活支援 IV 教育・スポーツ・文化芸術活動・国際交流等	1 相談支援体制の構築 (7)生活安定のための各種施策の周知等 4 障害のある人の文化芸術活動の推進 (2)文化施設での字幕・音声案内サービスの提供等 5 障害者スポーツの祭典 (3)障害のある人となない人のスポーツによるふれあい・交流の促進 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業) 【第3章 事業一覧】	庁内確認	都市計画課	P.49 P.159 P.96 P.97 P.188 P.189	「●後楽園入園料及び後楽園駐車場の使用料の免除 障害者手帳・療育手帳・特定疾患等の医療受給者証及びスモン健康管理手帳をお持ちの方の入園料及び後楽園駐車場の使用料を免除します。また、介護の必要な方は介護者1名の入園料も無料となります。」 「●岡山県総合グラウンドの有料公園施設料金、駐車場料金の減免」	P.49 P.158 P.96 P.97 P.187 P.188	「●後楽園入園料の免除 障害者手帳・療育手帳・特定疾患等の医療受給者証およびスモン健康管理手帳をお持ちの方の入園料を免除します。また、介護の必要な方は介護者1名無料となります。」 「●岡山県総合グラウンドの有料公園施設料金、駐車場料金の減免等」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	都市計画課
II 生活支援	4 障害児支援の充実 (1)子ども・子育て支援法等を主軸とする障害児支援の充実等 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業)	庁内確認	健康推進課	P.59	「人材の育成・確保」	P.59	●地域ぐるみでの障害児支援の充実 (下から2行目) 「人材の要請確保」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	健康推進課
II 生活支援	4 障害児支援の充実 (2)相談体制機能の充実等 (8)経済的支援等及び生活環境整備 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業) 【第3章 事業一覧】	庁内確認	健康推進課	P.60 P.166	※家庭相談室の運営(子ども未来課)の下に(8)から移動 「●子どもの健やか発達支援事業【再掲】 各保健所・支所において、児童精神科医などの専門医による発達障害の疑いのある子どもの相談を実施するなど、早期発見、早期療育による子育ての環境整備を図ります。(健康推進課)」	P.60 P.165		※修正理由 事業・取組内容の確認による	健康推進課
II 生活支援	4 障害児支援の充実 (9)障害児虐待防止対策の充実 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業) 【第3章 事業一覧】	庁内確認	健康推進課	P.63 P.170	「●おかやま妊娠・出産サポートセンター事業」	P.63 P.169	「●おかやま妊娠・出産サポートセンター事業」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	健康推進課
II 生活支援	4 障害児支援の充実 (8)経済的支援等及び生活環境整備 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業) 【第3章 事業一覧】	庁内確認	子ども未来課	P.63 P.169	「放課後児童支援員等研修事業 放課後児童クラブの職員に対し、業務を遂行するために必要な知識・技術を習得するための研修を実施します。(子ども未来課)」	P.63 P.168	「放課後児童指導員等研修事業 放課後児童クラブの指導員等に対し、業務を遂行するために必要な知識・技術を習得するための研修を実施します。(子ども未来課)」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	子ども未来課
					削除((2)相談体制機能の充実等に移動)	P.62 P.167		※修正理由 事業・取組内容の確認による	健康推進課

第3期岡山県障害者計画(だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン)最終案
新旧一覧表(計画本編)

骨子	項目	意見等の区分	意見等の概要(審議会委員・障害者団体名・庁内担当課等)	ページ	計画最終案(新)	ページ	計画素案(旧)	追加修正理由・県の考え方等	担当課
II 生活支援	6 福祉用具等の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業)	団体意見	■岡山県身体障害者福祉連合会 身体障害者補助犬について	P.66	「身体障害者補助犬を 同伴 した」	P.65	「身体障害者補助犬を 使用 する」	※修正理由 団体意見を反映	障害福祉課 (福祉推進班)
II 生活支援 IX 差別の解消及び権利擁護の推進	4 障害児支援の充実 (8)経済的支援等及び生活環境整備 (9)障害児虐待防止対策の充実 2 権利擁護の推進 (4)障害児虐待防止対策の充実 【第3章 事業一覧】	庁内確認	子ども未来課	P166 P170 P214	「児童環境づくり基盤整備事業 子どもに地域で身近に相談に応じる 児童委員 及び主任児童委員を対象とした研修会を開催し、支援技術の向上を図ります。(子ども未来課)」	P165 P169 P213	「児童環境づくり基盤整備事業 子どもに地域で身近に相談に応じる 全ての児童委員 及び主任児童委員を対象とした研修会を開催し、支援技術の向上を図ります。(子ども未来課)」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	子ども未来課
II 生活支援	4 障害児支援の充実 (8)経済的支援等及び生活環境整備 【第3章 事業一覧】	庁内確認	子ども未来課	P.168	「児童手当 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当を支給します。 (子ども未来課)」	P.166	「児童手当 次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、児童手当を支給します。 (子ども未来課)」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	子ども未来課
II 生活支援	4 障害児支援の充実 (8)経済的支援等及び生活環境整備 【第3章 事業一覧】	庁内確認	子ども未来課	P.169	「発達障害児支援保育士研修事業【再掲】 人間形成の基礎となる乳幼児期を過ごす保育所において、子どもの発達の課題や特徴を理解した正しい支援が行えるよう、保育士等を対象とした実務研修を実施し、保育の実践力の向上を図ります。 (子ども未来課)」 ※P155の事業・取組内容と同じ文面を再掲	P.167	「発達障害児支援保育士研修事業【再掲】 保育所等において、発達障害児への正しい支援が行える実践力の向上を図るため、保育士等に対する実践研修を図ります。(子ども未来課)」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	子ども未来課
II 生活支援 IX 差別の解消及び権利擁護の推進	4 障害児支援の充実 (9)障害児虐待防止対策の充実 2 権利擁護の推進 (4)障害児虐待防止対策の充実 【第3章 事業一覧】	庁内確認	子ども未来課	P.170 P.213	「児童相談所カウンセリング事業 虐待を行った保護者 等 に対するカウンセリングを実施します。(子ども未来課)」	P.168 P.212	「児童相談所カウンセリング事業 虐待を行った保護者 等 に対するカウンセリングを実施します。(子ども未来課)」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	子ども未来課

第3期岡山県障害者計画(だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン)最終案
新旧一覧表(計画本編)

骨子	項目	意見等の区分	意見等の概要(審議会委員・障害者団体名・庁内担当課等)	ページ	計画最終案(新)	ページ	計画素案(旧)	追加修正理由・県の考え方等	担当課
Ⅲ 生活環境	1 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 (1)福祉のまちづくりの総合的な推進①福祉のまちづくり条例・バリアフリーの推進 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業)	団体意見	■岡山県身体障害者福祉連合会 「心」、「情報」、「物」の3つのバリアフリー →「制度」を加え4つのバリアフリー ※障害者差別解消法の施行においては、合理的配慮として、ルール・慣行の柔軟な変更が求められており、整合性を図る必要がある。	P.69~70	【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業) (以下を追加する) 「引き続き岡山県では「岡山県福祉のまちづくり条例」に基づき、県民総参加で「心」、「情報」、「物」の3つのバリアフリーによる福祉のまちづくりを一層推進します。 <u>また、平成28年4月の障害者差別解消法の施行に伴い、ルール・慣行の柔軟な変更等の合理的配慮についても、積極的な理解と協力を呼びかけ推進していきます。併せて、平成28年から新たに取り組む「あいサポート運動」を推進していくことにより、県民の中で、「ちょっとした手助け」によって人が人を支える意識を継続的に醸成していきます。」</u> (枠内に以下を追加する) 「●ルール・慣行の柔軟な変更等の合理的配慮の推進(障害福祉課)」 「●「あいサポート運動」の推進(障害福祉課)【再掲】」	P.69~70	「引き続き岡山県では「岡山県福祉のまちづくり条例」に基づき、県民総参加で「心」、「情報」、「物」の3つのバリアフリーによる福祉のまちづくりを一層推進します。」	※追加理由 団体意見を反映 新規施策を反映	障害福祉課 (福祉のまちづくり班)
	1 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 (1)福祉のまちづくりの総合的な推進①福祉のまちづくり条例・バリアフリーの推進 【第3章 事業一覧】			P.173	【第3章 事業一覧】 (以下を追加する) 「●ルール・慣行の柔軟な変更等の合理的配慮の推進 平成28年4月からの障害者差別解消法の施行に伴い、ルール・慣行の柔軟な変更等の合理的配慮についても、積極的な理解と協力を呼びかけ推進していきます。(障害福祉課)」 「●「あいサポート運動」の推進【再掲】 平成28年1月19日に、「あいサポート運動」を創設した鳥取県と運動の推進に関する協定を締結し、あいサポーター(あいサポート運動を実践していただく方々)の養成等に取り組み、運動を推進していきます。 あいサポート運動を推進していくことにより、県民の中で、「ちょっとした手助け」によって人が人を支える意識を継続的に醸成していきます。(障害福祉課)」	P.172	上記と同様	障害福祉課 (福祉のまちづくり班)	
Ⅲ 生活環境	1 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 (5)ユニバーサルデザインの普及 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業)	庁内確認	人権施策推進課	P.72	「福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、 <u>ユニバーサルデザイン(UD)の考え方</u> に配慮し、障害のある人をはじめ、 <u>すべての人が</u> 安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。 多くの県民にUDの考え方をより一層、理解・定着してもらうために、セミナー、体験事業等の実施により、広く普及啓発に取り組みます。NPO等と協働し、ワークショップやUD体験等を組み込んだ多彩な事業の実施により、UDの学びの場と機会を提供します。 また、IT分野におけるUDの推進も図ります。」	P.72	「福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、 <u>バリアフリー</u> に配慮し、障害のある人が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。 多くの県民に <u>ユニバーサルデザイン(UD)</u> の考え方をより一層、理解・定着してもらうために、セミナー、体験事業等の実施により、広く普及啓発に取り組みます。NPO等と協働し、ワークショップやUD体験等を組み込んだ多彩な事業の実施により、 <u>ユニバーサルデザイン</u> の学びの場と機会を提供します。 また、IT分野における <u>ユニバーサルデザイン</u> の推進も図ります。」	※修正理由 ユニバーサルデザイン(UD)は、「はじめからすべての人にとって使いやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインする」という考え方であり、より適切な表現に修正する。	人権施策推進課
Ⅲ 生活環境	2 住宅の確保・生活関連施設のバリアフリー化 (1)公営住宅等のバリアフリー化等の推進 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業) 【第3章 事業一覧】	庁内確認	住宅課	P.73 P.175	「また、公営住宅等での障害のある人に対する <u>入居における抽選の優遇実施</u> や単身入居を可能とするための取組も推進していきます。」 「県営住宅への <u>入居における抽選の優遇</u> 」	P.72 P.73 P.174	「また、公営住宅等での障害のある人に対する <u>優先入居の実施</u> や単身入居を可能とするための取組も推進していきます。」 「県営住宅への <u>優先入居</u> 」	※修正理由 事業・取組内容の確認	住宅課

骨子	項目	意見等の区分	意見等の概要(審議会委員・障害者団体名・庁内担当課等)	ページ	計画最終案(新)	ページ	計画素案(旧)	追加修正理由・県の考え方等	担当課
V 雇用・就業・経済的自立の支援	4 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (1)精神障害(発達障害含む)のある人の就労支援 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業) 【第3章 事業一覧】	団体意見	■岡山県自閉症協会 ○就業のための初動支援の働きかけ 学校を卒業したときに、どういうルートで働いていったらいいかということを考え、職場に定着する前の初動支援が非常に大切である。	P.106 P.192	P.106 「精神障害や発達障害の特性に応じた就労支援の充実・強化を図るため、障害に関する事業主等の理解を一層促進し、精神障害等のある人の雇用拡大を図ります。精神障害等のある人に対する就労支援に当たっては、就労支援機関が医療機関と連携を図りつつ、就労の定着を促進します。また、ハローワーク等において精神障害のある人や発達障害のある人に対する専門的な支援の強化を図ります。 また、精神障害のある人や発達障害のある人を県の職場に短期間、研修生として受け入れ、職場体験の機会を提供し、就労に向けた意欲の向上や準備のための支援を行います。」 (枠内に以下を追加) 「●岡山県精神障害者職場研修事業(健康推進課)【再掲】」 「●発達障害のある人の就労サポート事業(障害福祉課)【再掲】」 P.192 ※「発達障害のある人への就労支援」の下に以下を追加 「●精神障害者職場研修事業【再掲】 障害のある人を、県庁の職場に短期間、研修生として受け入れて職場体験の機会を提供することにより、就労意欲の醸成、就労に必要なマナー等の習得を図り、一般就労移行を促進します。(健康推進課)」 「●発達障害のある人の就労サポート事業【再掲】 発達障害のある人を県の職場に短期間、研修生として受け入れて、県発達障害者支援センター等によるサポートの下、職場体験の機会を提供し、就労に向けた意欲の向上と準備のための支援を行います。(障害福祉課)」	P.106	P.106 「発達障害等の特性に応じた就労支援の充実・強化を図ります。また、精神障害に関する事業主等の理解を一層促進し、精神障害のある人の雇用拡大を図ります。精神障害のある人に対する就労支援に当たっては、就労支援機関が医療機関と連携を図りつつ、就労の定着を促進します。また、ハローワーク等において発達障害のある人、精神障害のある人等に対する専門的な支援の強化を図ります。」	※追加理由 団体意見を反映 ※県の考え方 (障害福祉課) 発達障害のある人の就労促進と職場定着のためには、事業主における発達障害の特性の理解と適切な配慮が必要であり、現状において、それが不十分な状況にある。 (教育庁特別支援教育課) 現在、県立高等学校2校を指定して、高等学校における特別な教育課程や就労支援体制等に関するモデル研究を行っており、その中で卒業後の就労を見据えた自己理解や進路選択に関する指導内容・指導方法等を研究しており、その成果を県下に周知してまいります。	健康推進課 障害福祉課 (福祉推進班)
VI 保健・医療	1 保健・医療の充実等 (1)地域医療体制の充実等 3 保健・医療人材の育成・確保 (3)在宅医療と介護を支える人材の育成 5 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見・治療(6)専門医療機関、身近な医療機関及び在宅医療、保健サービス等の提供体制の充実 (在宅医療の推進) 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業) 【第3章 事業一覧】	庁内確認	医療推進課	P.112 P.115 P.120 P.194 P.197 P.201	「●在宅医療推進事業(人材育成・確保事業)(医療推進課)」	P.112 P.115 P.120 P.193 P.196 P.200	「●在宅医療推進事業(人材育成・確保事業)(医療推進課、長寿社会課)」	※修正理由 事業担当部署の確認による	医療推進課
VI 保健・医療	1 保健・医療の充実等 (1)地域医療体制の充実等 【第3章 事業一覧】	庁内確認	長寿社会課	P.194	「地域包括支援センターの機能強化のため、職員等の資質向上に取り組むとともに、介護予防・日常生活支援総合事業などが効果的に推進されるよう市町村職員等への研修を実施します。また、地域包括ケアの普及啓発のための事業などに取り組みます。」	P.193	「地域包括支援センターの機能強化のための職員資質の向上に取り組むとともに、訪問看護の活性化のため訪問看護コールセンターの運営を支援します。また、予防給付の一部が市町村事業に移行することなどを踏まえ、介護予防事業が効果的に推進されるよう市町村職員等への研修を実施するほか、地域包括ケアの普及啓発のため、多様なサービスの担い手となるNPO、ボランティア等と市町村が一堂に会し情報交換・交流等を行うフォーラムの開催などに取り組みます。」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	長寿社会課

骨子	項目	意見等の区分	意見等の概要(審議会委員・障害者団体名・庁内担当課等)	ページ	計画最終案(新)	ページ	計画素案(旧)	追加修正理由・県の考え方等	担当課
IV 保健・医療	5 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見・治療 (1) 疾病・障害等の早期発見・治療・早期療養の推進等 【第2章 施策の展開】 <現状と課題><重点施策と主要事業> 【第3章 事業一覧】	庁内確認	障害福祉課 健康推進課	P.111 P.117 P.199	<p>P. 111(現状と課題) ((障害の早期発見・治療の推進)の2番目に以下を追加) 「●発達障害のある幼児の早期療育のほか、就学期や成人期において必要な支援が受けられるよう、各地域において適切に発達障害の診断や発達支援が受けられるよう専門的な医療機関や支援機関を確保する必要があります。」</p> <p>P. 117(重点施策と主要事業) 課名を追加 「(1) 疾病・障害等の早期発見・治療・早期療養の推進等 (医療推進課、健康推進課、障害福祉課)」</p> <p>※下側の枠の前に以下を追加 「また、発達障害の早期発見や適切な支援のための体制を整備するため、子どもの心の診療拠点病院を中心に、各地域において、発達障害に専門的に携わる医師や関係専門職の育成等を図り、全県的なネットワークの構築を進めます。」</p> <p>※下側の枠内に以下を追加 「●発達障害児(者)支援医師研修事業(障害福祉課)【再掲】」 「●子どもの心の診療ネットワーク事業(健康推進課)」</p> <p>P. 199(事業一覧) ※発達障害児支援強化事業の下に以下を追加 「●発達障害児(者)支援医師研修事業【再掲】 発達障害の早期発見及び早期支援については、医師の役割が重要であることから、小児科医や乳幼児健診に携わる医師に対する研修を通じて発達支援に関する専門性の確保等、体制の充実を図ります。(障害福祉課)」</p> <p>「●子どもの心の診療ネットワーク事業(健康推進課) 子どもの心の診療拠点病院を中心に、各地域において、発達障害に専門的に携わる医師や関係専門職の育成等を図り、全県的なネットワークの構築を進めます。」</p>	(追加)		※追加理由 現在策定中の次期岡山県保健医療計画との整合性の点から追加する。	障害福祉課 健康推進課
VI 保健・医療	5 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見・治療 (5) 健康づくりの推進 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業)	庁内確認	健康推進課	P.119	「糖尿病等の生活習慣病の発症予防と重症化予防のため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、飲酒、喫煙及び 歯と口 の健康に関する生活習慣の改善による健康づくり施策を推進します。」	P.119	「糖尿病等の生活習慣病の発症予防と重症化予防のため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、飲酒、喫煙及び 歯・口 の健康に関する生活習慣の改善による健康づくり施策を推進します。」	※修正理由 語句の修正	健康推進課
IV 情報アクセシビリティ	1 情報通信における情報アクセシビリティの向上 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業)	団体意見	■岡山県身体障害者福祉連合会 「アクセシビリティ」、「ウェブアクセシビリティ」と言う言葉は馴染みがない言葉であるため日本語に置き換える、又は注釈を加えてほしい。	P.121	(「アクセシビリティ」について以下の注釈をつける) 「※「アクセシビリティ」 年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいいます。」	P.121	■ウェブアクセシビリティ 「障害のある人や高齢者を含む誰もが、ウェブで提供されている情報を利用しやすくすること」	※追加理由 団体意見を反映	障害福祉課 情報政策課

第3期岡山県障害者計画(だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン)最終案
新旧一覧表(計画本編)

骨子	項目	意見等の区分	意見等の概要(審議会委員・障害者団体名・庁内担当課等)	ページ	計画最終案(新)	ページ	計画素案(旧)	追加修正理由・県の考え方等	担当課
Ⅶ 情報アクセシビリティ Ⅸ 差別の解消及び権利擁護の推進	4 行政情報のバリアフリー化 (3)県関係施設や情報のバリアフリー化 3 行政機関等における配慮及び障害のある人の理解促進等 (3)アクセシビリティに配慮した情報提供 【第3章 事業一覧】	庁内確認	国際課	P.204 P.215	「岡山国際交流センターのバリアフリー化」 「 情報相談コーナーに、車いす利用者にも対応できるカウンターを設置しています。 」 ・エレベーター内スイッチを点字表示し、エレベーターに音声案内機器を設置しています。 ・障害者用駐車場を設置しています。」	P.203 P.214	「岡山国際交流センターのバリアフリー化」 「 国際交流センター情報相談コーナーを、車いす利用者にも対応できるカウンターに取り替えました。(H24年度) 」 ・エレベーター内スイッチを点字表示し、エレベーターに音声案内機器を設置しています。 ・障害者用駐車場を設けています。」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	国際課
Ⅷ 安全・安心	1 防災対策の推進 【第2章 施策の展開】(現状と課題)	庁内確認	保健福祉課	P.128	「 こうした方々 は、被災家屋に取り残されるおそれがあり、安否確認が困難となるので、 単独行動は 極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが必要です。」	P.128	「 単独行動は 、被災家屋に取り残されるおそれがあり、安否確認が困難となるので、極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが必要です。」	※修正理由 語句の修正	保健福祉課
Ⅷ 安全・安心	1 防災対策の推進 【第2章 施策の展開】(現状と課題)	庁内確認	保健福祉課 障害福祉課	P.127 ～130	→「 独り暮らし 」 →「 障害のある人等 の要配慮者」 →「 障害特性等 」 →「 今なお 」 →「 除染 」 →「 わたって 」 →「子ども たちが戸外 」 →「多かった ものの 」	P.127 ～129	「 一人暮らし 」 障害のある人等 の 要配慮者」 「 障害の特性 」 「 未だに 」 「 除染 」 「 渡って 」 「子ども たちが外 」 「多かった ですが 」	※修正理由 語句の修正	保健福祉課 障害福祉課
Ⅷ 安全・安心	1 防災対策の推進 (1)災害に強い地域づくりの推進 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業)	庁内確認	保健福祉課	P.131	「④ 福祉避難所の指定促進(保健福祉課) 今後発生が想定される大規模地震や、台風などの風水害による被災に対して、福祉避難所 の 指定箇所数の増加や施設・設備の拡充、住民への周知等 をあらかじめ十分行っておくよう 市町村 へ の働きかけに努めます。」	P.131	「④ 福祉避難所の指定促進(保健福祉課) 今後発生が想定される大規模地震や、台風などの風水害による被災に対して、 市町村において、あらかじめ十分な福祉避難所を確保しておくよう 、指定箇所数の増加や施設・設備の拡充、住民への周知等 の 市町村の働きかけに努めます。」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	保健福祉課
Ⅷ 安全・安心	1 防災対策の推進 (1)災害に強い地域づくりの推進 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業) 【第3章 事業一覧】	庁内確認	情報政策課	P.132 P.205	「●災害発生時等におけるホームページへのアクセス集中等を軽減するための 他県 との連携(情報政策課)」	P.132 P.204	「●災害発生時等におけるホームページへのアクセス集中等を軽減するための 他県及び民間事業者 との連携(情報政策課)」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	情報政策課

骨子	項目	意見等の区分	意見等の概要(審議会委員・障害者団体名・庁内担当課等)	ページ	計画最終案(新)	ページ	計画素案(旧)	追加修正理由・県の考え方等	担当課	
Ⅷ 安全・安心	1 防災対策の推進 【第2章 施策の展開】(現状と課題)	団体意見	■岡山県視覚障害者協会 ○災害時、目の見えない人に対する周囲の援護にも取り組むよう、計画の中に入れていただきたい。災害のときは、周りが見えないので困る。また、音声や点字などを使った対策をお願いしたい。	P.128	(以下を追加) 「 <u>障害の特性によっては、意思の疎通等様々な行動が制限されることから、災害時に周囲の情報が入らず、適切な避難や判断につながらない可能性があります。</u> <u>また、東日本大震災では、周囲の人の手助けが大切な命を救う大きな力となりました。障害のある人に対する周囲の人の理解と協力が大切です。</u> 」				保健福祉課 障害福祉課	
	1 防災対策の推進 (3)障害特性に配慮した情報伝達の体制整備 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業)		○各市町村で視覚障害のある人に対する手引きなどを周知していただきたい。	P.133	「災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、 <u>障害のある人等</u> に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、 <u>障害特性等に配慮した情報伝達や、情報伝達の多重化等の体制整備を促進します。</u> なお、 <u>必要とされる情報伝達の方法等は、障害の特性・程度等によって様々であることに留意します。特に、視覚障害のある人や聴覚障害のある人等は情報の取得や意思疎通が制限されるため配慮が必要です。</u> 」	P.133	「災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障害のある人に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達や、情報伝達の多重化等の体制整備を促進します。」	※追加理由 団体意見を反映 ※県の考え方 視覚障害のある方や移動に著しい困難を有する方など自ら避難することが困難な方で特に避難の支援を要する方は、災害対策基本法で「避難行動要支援者」という位置づけとなっており、避難行動要支援者の避難支援を実施するための基礎となる名簿(避難行動要支援者名簿)の作成や避難支援の実効性を高めるための個別計画の策定は各市町村が行うこととなっています。 そのため、御意見にあるような避難行動要支援者や地域の実情を踏まえた個別の避難支援対策が進むよう市町村に働きかけているところです。		保健福祉課 障害福祉課
	1 防災対策の推進 (4)災害時における要配慮者等の安全確保 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業)		○福祉避難所等 ・実際の設置は市町村で行うことになるとは思うが、市町村間で格差があると思う。 ・県としても、(耳が聞こえない人向けに)福祉避難所を1箇所作って欲しい。 ・福祉避難所がどこにあるかがわからない人も多いと思う。	P.136	「④ 避難支援計画の整備等 ● 県は、市町村に対し、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画の整備に努めるよう働きかけます。 <u>さらに、個別の避難支援計画の作成についても、市町村に対し、視覚障害のある人等、移動に著しい困難を有する人への安全に配慮した避難行動の支援や、避難行動支援等に対する地域における共助力の向上を図られるよう働きかけます。</u> 」	P.136	「④ 避難支援計画の整備等 ● 県は、市町村に対し、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画の整備に努めるよう働きかけます。」			危機管理課 保健福祉課 障害福祉課
	1 防災対策の推進 (4)災害時における要配慮者等の安全確保 避難支援・生活支援策に係る計画作成等 【第3章 事業一覧】		■岡山盲ろう者友の会 盲ろう者は情報の取得が特に難しい。点字が読めない人もいる。タクシーも呼べない。様々なレベルの人がいる。市町村にボランティアを頼むときもあるが、特に災害の時に困る。	P.207	「避難支援・生活支援策に係る計画作成等 県は、県社会福祉協議会等関係団体と連携し、避難行動要支援者の避難支援・生活支援策に係る全体計画及び個別計画の作成を市町村に働きかけ、支援体制の整備を促進します。 <u>さらに、個別計画の作成についても、市町村に対し、視覚障害のある人等、移動に著しい困難を有する人への安全に配慮した避難行動の支援や、避難行動支援等に対する地域における共助力の向上を図られるよう働きかけます。</u> (保健福祉課)」	P.207	「避難支援・生活支援策に係る計画作成等 県は、県社会福祉協議会等関係団体と連携し、避難行動要支援者の避難支援・生活支援策に係る全体計画及び個別計画の作成を市町村に働きかけ、支援体制の整備を促進します。(保健福祉課)」			危機管理課 保健福祉課 障害福祉課
Ⅷ 安全・安心	1 防災対策の推進 (2)ハード・ソフト一体となった土砂災害防止対策 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業)	庁内確認	危機管理課	P.133	「●ハザードマップ等の公表(危機管理課、防災砂防課)」	P.133	「●ハザードマップ等の公表(防災砂防課)」	※修正理由 担当部署の確認による	危機管理課	
Ⅷ 安全・安心	1 防災対策の推進 (4)災害時における要配慮者等の安全確保 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業)	庁内確認	保健福祉課	P.135	→「災害発生時の効果的な利用」 →「乳幼児、身体障害のある人、…」	P.134	「災害発生時に効果的な利用」 「 <u>県は</u> 、乳幼児、身体障害のある人、…」	※修正理由 県地域防災計画の記載表現に合わせる。	危機管理課	
Ⅷ 安全・安心	1 防災対策の推進 (4)災害時における要配慮者等の安全確保 ③ 福祉避難所の確保 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業)	庁内確認	保健福祉課	P.136	「福祉避難所の指定を行うとともに、」	P.136	「福祉避難所の指定を行う <u>よう</u> とともに、」	※修正理由 語句の修正	保健福祉課	
Ⅷ 安全・安心	1 防災対策の推進 (4)災害時における要配慮者等の安全確保 ④避難支援計画の整備等 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業)	庁内確認	県民生活交通課	P.137	(以下を追加) 「 <u>●県は、災害時において要配慮者等を支援するため、手話通訳などの専門的な技術を有する災害救援専門ボランティアの研修や登録を行います。</u> 」	P.137		※追加理由 施策の展開と事業内容の整合を図るため	県民生活交通課	

第3期岡山県障害者計画(だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン)最終案
新旧一覧表(計画本編)

骨子	項目	意見等の区分	意見等の概要(審議会委員・障害者団体名・庁内担当課等)	ページ	計画最終案(新)	ページ	計画素案(旧)	追加修正理由・県の考え方等	担当課
VIII 安全・安心	1 防災対策の推進 (4)災害時における要配慮者等の安全確保 ⑤ 防災知識の普及啓発等 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業)	庁内確認	保健福祉課	P.137	「県は、社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者に 対し 、施設職員や入所者等に対し防災教育を実施 するよう働きかけます。 」	P.137	「県は、社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者 は 施設職員や入所者等に対し防災教育を実施 します。 」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	保健福祉課
VIII 安全・安心	1 防災対策の推進 (4)災害時における要配慮者等の安全確保 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業) 【第3章 事業一覧】	庁内確認	保健福祉課	P.138 P.207	(枠内に以下を追加) 「●岡山県災害時公衆衛生活動マニュアルの策定(保健福祉課)」 (第3章 事業一覧に追加) 「岡山県災害時公衆衛生活動マニュアルの策定大規模災害発生時において、被災市町村だけでは対応が困難な場合に備え、県内外からの公衆衛生スタッフを中心とした公衆衛生活動体制等を定めたマニュアルを策定します。 これは、被災後の二次的な健康被害の予防を図り、被災者の生命・安全の確保、早期に被災地及び被災者の復興を目指すことを目的とします。 (保健福祉課)」			※追加理由 新たな取組を反映	保健福祉課
VIII 安全・安心	1 防災対策の推進 (5)福祉避難所の確保・バリアフリー化の推進・必要な物資の確保等 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業)	庁内確認	保健福祉課	P.138	「県は、避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、 障害のある人が、避難所において、必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、市町村における必要な体制整備を支援します。 また、 市町村が要配慮者等の受入体制の充実を図ることで、災害発生時に福祉避難所を適切に開設・運営できるよう体制づくりを進めるよう働きかけます。 」	P.137	「避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、 避難所において障害のある人が、必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、市町村における必要な体制整備を支援します。 また、 福祉避難所の確保を推進するに当たり、施設のバリアフリー化や設置の際に必要な物資・器財の確保のための支援を行い、体制整備の充実を図ります。 」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	保健福祉課
VIII 安全・安心	1 防災対策の推進 (5)福祉避難所の確保・バリアフリー化の推進・必要な物資の確保等 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業)	庁内確認	保健福祉課	P.138	(枠内) 「●福祉避難所の確保への協力・バリアフリー化の推進等(保健福祉課)」	P.138	(枠内) 「●福祉避難所の確保への協力・バリアフリー化の推進(保健福祉課)」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	保健福祉課
VIII 安全・安心	1 防災対策の推進 (8)東日本大震災からの復興支援等 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業)	庁内確認	障害福祉課	P.140	「先進的課題として 捉え 、」	P.140	「先進的課題として とらえ 、」	※修正理由 語句の修正	障害福祉課
VIII 安全・安心	1 防災対策の推進 (2)ハード・ソフト一体となった土砂災害防止対策 【第3章 事業一覧】	庁内確認	防災砂防課	P.206	「土砂災害防止対策(ハード対策の推進) 土砂災害警戒区域の指定を進めるとともに、土砂災害の恐れのある箇所について、砂防、地すべり 対策 、急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進します。要配慮者利用施設などがある箇所のうち、緊急性の高い箇所から 順次整備 していきます。(防災砂防課)」	P.205	「土砂災害防止対策(ハード対策の推進) 土砂災害警戒区域の指定を進めるとともに、土砂災害の恐れのある箇所について、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進します。要配慮者利用施設などがある箇所のうち、緊急性の高い箇所から 順次整備を推進 していきます。(防災砂防課)」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	防災砂防課

骨子	項目	意見等の区分	意見等の概要(審議会委員・障害者団体名・庁内担当課等)	ページ	計画最終案(新)	ページ	計画素案(旧)	追加修正理由・県の考え方等	担当課
Ⅷ 安全・安心	1 防災対策の推進 (5)福祉避難所の確保・バリアフリー化の推進・必要な物資の確保等 【第3章 事業一覧】	庁内確認	保健福祉課	P.207	「福祉避難所の確保への協力・バリアフリー化の推進等」 市町村に対して、福祉避難所の確保及び災害時に適切に開設・運営できるよう、体制整備の充実を働きかけます。また、福祉避難所の整備にあたっては、バリアフリー化の推進を働きかけます。(保健福祉課)」	P.206	「福祉避難所の確保への協力・バリアフリー化の推進 市町村に対して、災害時の福祉避難所の設置の際に必要な物資・器材等の確保や施設・設備の整備等に要する経費の一部を助成する福祉避難所設置促進事業補助金の活用を呼びかける等、福祉避難所の確保に協力します。また、福祉避難所の整備にあたっては、バリアフリー化の推進を働きかけます。(保健福祉課)」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	保健福祉課
Ⅷ 安全・安心	2 防犯・交通安全対策の推進 (2)安全・安心のまちづくり 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業) 【第3章 事業一覧】	庁内確認	くらし安全安心課	P.141	(枠内) 「●自主防犯活動の支援(くらし安全安心課)」 削除	P.140 ~ P.141	(枠内) 「●自主防犯活動を支援(くらし安全安心課)」 「●岡山県防犯カメラ設置支援事業(くらし安全安心課)」	※修正理由 ・語句の修正 ・防犯カメラ設置支援事業については計画期間中(H28年度)に事業が終了するため削除する	くらし安全安心課
				P.210	削除	P.209	「岡山県防犯カメラ設置支援事業 自転車盗等の街頭犯罪や少年非行、障害のある人・子ども・女性等弱者を狙った犯罪等の防止を図り、犯罪の起きにくい社会環境を整備するため、市町村や住民団体が設置する防犯カメラを支援します。(くらし安全安心課)」	※修正理由 計画期間中(H28年度)に事業が終了するため削除する	くらし安全安心課
Ⅷ 安全・安心	2 防犯・交通安全対策の推進 (3)交通安全対策 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業) 【第3章 事業一覧】	庁内確認	道路整備課	P.142 P.210	「●ITS(高度道路交通情報システム)の推進(道路整備課)」 「災害や工事に伴う道路通行規制や、冬期の道路状況等の情報をホームページ「岡山県道路規制情報」や「岡山県冬期道路気象情報システム」、道路情報板等を通じてリアルタイムに提供するなど、ITSの一層の推進と活用を図り、道路利用者の安全性・利便性の向上を図ります。」	P.141 P.209	「●ITS(高度道路交通情報システム)の推進と活用によるバリアフリールートマップの提供等(道路整備課)」 「災害や工事に伴う道路通行規制や、冬期の道路状況等の情報をホームページ「岡山県道路規制情報」や「岡山県冬期道路気象情報システム」、道路情報板等を通じてリアルタイムに提供するとともに、段差等の障害物情報を掲載したバリアフリールートマップを提供するなど、ITSの一層の推進と活用を図り、道路利用者の安全性・利便性の向上を図ります。」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	道路整備課
Ⅷ 安全・安心 Ⅲ 生活環境	2 防犯・交通安全対策の推進 (3)交通安全対策 1 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 (3)バリアフリー法に基づく障害のある人に配慮した交通対策の推進 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業) 【第3章 事業一覧】	庁内確認	道路整備課	P.142 P.211 P.174	「●信号灯器のLED化(警察本部交通規制課)」	P.141 P.210 P.173	「●信号灯器のLED化(警察本部交通規制課、道路整備課)」	※修正理由 担当部署の確認による	道路整備課
Ⅷ 安全・安心	2 防犯・交通安全対策の推進 (2)安全・安心のまちづくり 【第2章 施策の展開】(重点施策と主要事業)	庁内確認	くらし安全安心課	P.143	「③・消費生活相談の受付や、相談員等に対する研修・・・」	P.142	「③・消費生活相談の受付や、相談員等の障害のある人の理解のための研修・・・」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	くらし安全安心課

第3期岡山県障害者計画(だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン)最終案
新旧一覧表(計画本編)

骨子	項目	意見等の区分	意見等の概要(審議会委員・障害者団体名・庁内担当課等)	ページ	計画最終案(新)	ページ	計画素案(旧)	追加修正理由・県の考え方等	担当課
VIII 安全・安心	2 防犯・交通安全対策の推進 (2) 安全・安心のまちづくり 【第3章 事業一覧】	庁内確認	くらし安全安心課	P.211	「安全・安心まちづくり月間(10月)」	P.210	最下段の表中 「安全・安心まちづくり月間(10月)」	※修正理由 事業・取組内容の確認による	くらし安全安心課
I 啓発・広報・社会参加	【第4章 数値目標】 「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した生徒の割合」	庁内確認	教育庁義務教育課	P.216	「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した生徒の割合 目標年度： <u>H31</u>	P.215	「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した生徒の割合 目標年度： <u>H28</u>	※修正理由 創生総合戦略策定に伴うKPIとの整合	教育庁義務教育課
II 生活支援	【第4章 数値目標】 「障害のある人の地域生活の支援(地域生活支援拠点等の整備)」	庁内確認	障害福祉課	P.217	「障害のある人の地域生活の支援(地域生活支援拠点等の整備)」 目標年度： <u>H29</u>	P.216	「障害のある人の地域生活の支援(地域生活支援拠点等の整備)」 目標年度： <u>H32</u>	※修正理由 障害者計画の終期に併せて、H32としていたが、元々、第4期障害福祉計画では、H29を目標年度としていたため、障害福祉計画と整合させるもの。	障害福祉課
III 生活環境	【第4章 数値目標】 III 生活環境(現状数値)	庁内確認	障害福祉課	P.219	「 <u>41.3%、49.2%、96.0%、96.0%、71.0%、45.1%</u> 」	P.218	「 <u>41.30%、49.20%、96.00%、96.00%、71.00%、45.10%</u> 」	※修正理由 少数点第1位に揃える	障害福祉課
IV 教育・文化芸術活動・スポーツ・国際交流等	【第4章 数値目標】 「学校支援地域本部の設置等を行っている中学校区の割合」	庁内確認	教育庁生涯学習課	P.220	「学校支援地域本部の設置等を行っている中学校区の割合」 現状 現状数値： <u>83.0%</u> 根拠年度： <u>H26</u> 目標 根拠年度： <u>H28</u>	P.219	「学校支援地域本部の設置等を行っている中学校区の割合」 現状 現状数値： <u>71%</u> 根拠年度： <u>H25</u> 目標 根拠年度： <u>H31</u>	※修正理由 素案では「いきいき子どもプラン2015」の目標数値を使用ということで、現状をプラン策定時のものを入れていたが、H26の実績値も出ているため修正。 H28に100%を目標(生き生きプラン)としているが、「いきいき子どもプラン2015」の終期がH31までであることから、素案ではその終期を目標年度としていたが、本計画では、項目毎に目標年度が異なっているため、本来の目標年度であるH28に修正するもの。	教育庁生涯学習課
IV 教育・文化芸術活動・スポーツ・国際交流等	【第4章 数値目標】 家庭教育相談員の養成	庁内確認	教育庁生涯学習課	P.220	「家庭教育相談員の養成」 現状 現状数値： <u>903人</u> 根拠年度： <u>H26</u>	P.219	「家庭教育相談員の養成」 現状 現状数値： <u>869人</u> 根拠年度： <u>H25</u>	※修正理由 素案では「いきいき子どもプラン2015」の目標数値を使用ということで、現状をプラン策定時のものを入れていたが、H26の実績値も出ているため修正。	教育庁生涯学習課
VI 保健・医療	【第4章 数値目標】 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者数(1月当たり)」 「複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)の利用者数(1月当たり)」	庁内確認	長寿社会課	P.221	(1月当たり)を削除	P.220	「・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者数(1月当たり)」 「・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)の利用者数(1月当たり)」	※修正理由 語句の修正 数値の中に「 /月」とあるため	長寿社会課
VI 保健・医療	【第4章 数値目標】 「その年度において、いじめが解消している、又は一定の解消が得られたが継続支援中である公立学校の割合」	庁内確認	教育庁義務教育課	P.221	「その年度において、いじめが解消している、又は一定の解消が得られたが継続支援中である公立学校の割合」 現状数値： <u>98.0%</u>	P.220	「その年度において、いじめが解消している、又は一定の解消が得られたが継続支援中である公立学校の割合」 現状数値： <u>97.7%</u>	※修正理由 確定数値の反映	教育庁義務教育課
VIII 安全・安心	【第4章 数値目標】 「区域指定等により土砂災害の避難体制を整える箇所数」の現状	庁内確認	防災砂防課	P.223	現状 <u>9,316箇所</u>	P.222	現状 <u>8,125箇所</u>	※修正理由 確定数値の反映	防災砂防課